

突発的に大きな利益が出たとき
一気に 700 万円～数億円を損金算入できる

オペレーティングリース 節税完全マニュアル



はじめに

「不動産を売却したら一気に〇千万円の利益が出てしまった」「今期だけ特別に業績が上がって、決算対策が心配だ」

法人の経営者の皆様から、こういったお問い合わせをいただくことがあります。

オペレーティングリースは、そのような、突発的に大きな利益が出てしまった場合、節税対策に大いに役立ちます。

そして実際に、オペレーティングリースを利用した節税スキームが投資商品として売り出されています。

ただ、リスクもありますし、どんな商品でも良いわけではありません。決定的に重要なのは商品の選び方です。

しかし現状、オペレーティングリースを活用した節税対策のしくみや選び方について、きちんと分かりやすく説明している本やウェブサイトは非常に少ないです。

そこで、本書では、オペレーティングリースを活用した節税について、基本的なしくみ・メリットと、失敗しないための選び方のポイントをお伝えします。

その上で、弊社が実際にコンサルティングさせていただいた具体的な事例を紹介させていただきます。

ぜひ、本書をお役立てください。

オペレーティングリースの教科書 編集部

目次

● 第1章：

○ 一気に700万円～数億円を損金算入できる オペレーティングリース節税

はじめに オペレーティングリースによる節税とは何か (p.6)

● 第2章：

○ オペレーティングリースのプランの選び方 6つのポイント

1. 突発的に利益が出てお金の使い道がない場合に出資する (p.9)
2. できればリース後に返ってくるお金の使い道を決めておく (p.10)
3. リース終了後に賃借人による買取（購入選択権）が認められている
プランを選ぶ (p.11)
4. リース会社の過去の実績等をチェックする (p.12)
5. 為替のリスク（円高ドル安）に注意する (p.12)
6. 税務について役所や専門家の確認をとったプランを選ぶ (p.13)

● 第3章：

○ 航空機のオペレーティングリースで 3,000万円を損金算入でき、900万円節税できる事例

1. B社の情報 (p.15)
2. B社が選んだプランとその理由 (p.15)
 - 選んだ理由 1. リース後に出資額が戻ってこないリスクが低い (p.16)
 - 選んだ理由 2. リース後に返ってきたお金の使い道が決まっている
(慈善事業の財団の設立) (p.16)

3. C リース会社のプランが節税になるしくみ (p.17)

- ① 初年度に出資額の約 72%が損金に算入される (p.17)
- ② リース後に 105%が戻ってくる (p.17)
- ③ 益金以上の損金を出すことで節税が完成する (p.17)

● 第4章：

○ 貨物船のオペレーティングリースで 5,000万円を損金算入でき、1,500万円節税できる事例

1. D 社の情報 (p.21)

2. D 社が選んだプランとその理由 (p.22)

- 選んだ理由 1. 円建てのプランで為替の変動による損失のリスクがない (p.22)
- 選んだ理由 2. リース後に出資額全額が確実に戻ってくる可能性が高い (p.23)
- 選んだ理由 3. リース後に返ってきたお金の使い道が決まっている (社長の退職金) (p.23)

3. E リース会社のプランが節税になるしくみ (p.23)

- ① 初年度に出資額の約 70%が損金に算入される (p.23)
- ② リース後に 100%以上が戻ってくる (p.24)
- ③ 益金以上の損金を出すことで節税が完成する (p.24)

● 第5章：

○ 中古海上輸送用コンテナのオペレーティングリースで 2,700万円を損金算入でき、800万円節税できる事例

1. F 社の情報 (p.27)

2. F 社が選んだプランとその理由 (p.27)

- 選んだ理由 1. 3年10ヶ月という短期間でほぼ全額が戻ってくる (p.28)
- 選んだ理由 2. リース後に返ってきたお金の使い道が決まっている (新たな投資) (p.29)

3. Gリース会社のプランが節税になるしくみ (p.29)

- ① 初年度に出資額の50%近くが損金に算入される (p.29)
- ② リース後に出資額の90~110%が戻ってくる (p.29)
- ③ 益金発生のタイミングで損金を出すことで節税が完成する (p.30)

● 第6章：

○ オペレーティングリースへの出資が節税になるしくみ

はじめに オペレーティングリースとは何か (p.33)

【もう一步前へ】 すぐ無価値になるパソコン等は「ファイナンスリース」 (p.34)

1. 出資に加え巨額の融資を得て、超高額の物件を購入する (p.34)
2. 物件のオペレーティングリースと、出資者(法人)での損金の発生 (p.35)
3. 物件の換金・分配とオペレーティングリースの終了 (p.38)
4. 出資者(法人)での節税の完成 (p.39)

● あとがき

弊社では、読者の皆様からのご相談を承っております。

本書でお伝えしているノウハウについてより深くお知りになりたい方、実践したい方、ご自身の会社に最も合った方法を知りたい方、ご連絡をお待ちしております。

ファミリーコンサルティング株式会社



0120-957-713

フリーダイヤル

受付時間 平日：9:00～19:00

▶ ご相談はこちら

一気に 700 万円～数億円を損金算入できる オペレーティングリース節税

まずは、オペレーティングリースによる節税とは何か、どういう場合に使えるものなのか、いくら出資していくら節税できるのか、ごく簡単に説明しておきます。

はじめに | オペレーティングリースによる節税とは何か

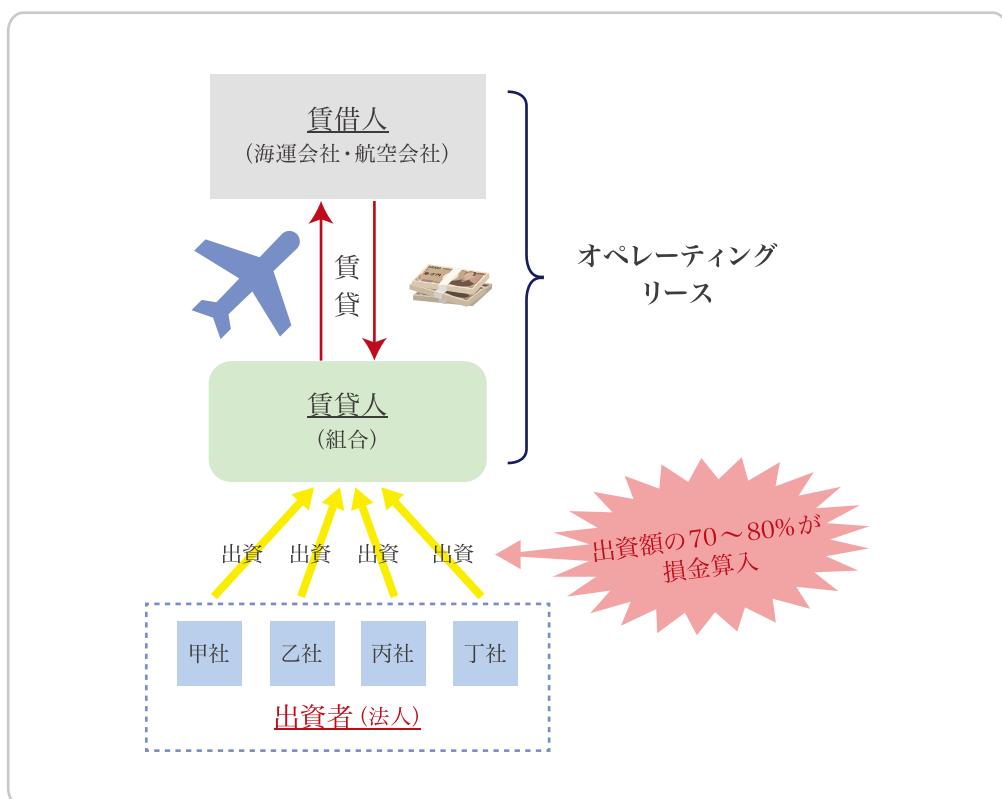
まず、オペレーティングリース節税について簡単にお伝えします。

オペレーティングリースは、航空機、船舶、コンテナ等のモノ（物件）を一定期間、お金を取って貸す（賃貸）というものです。貸す側を「賃貸人」、借りる側を「賃借人」と言います。

そして、オペレーティングリース節税は、賃貸人に多額のお金をお資することで、その年度に一気に70～80%程度を損金に算入できるというものです。

出資額は1口1,000万円～7,500万円です。口数には特に上限はありませんので、場合によっては億単位のお金をお資し、巨額の損金を作り出すこともできます。

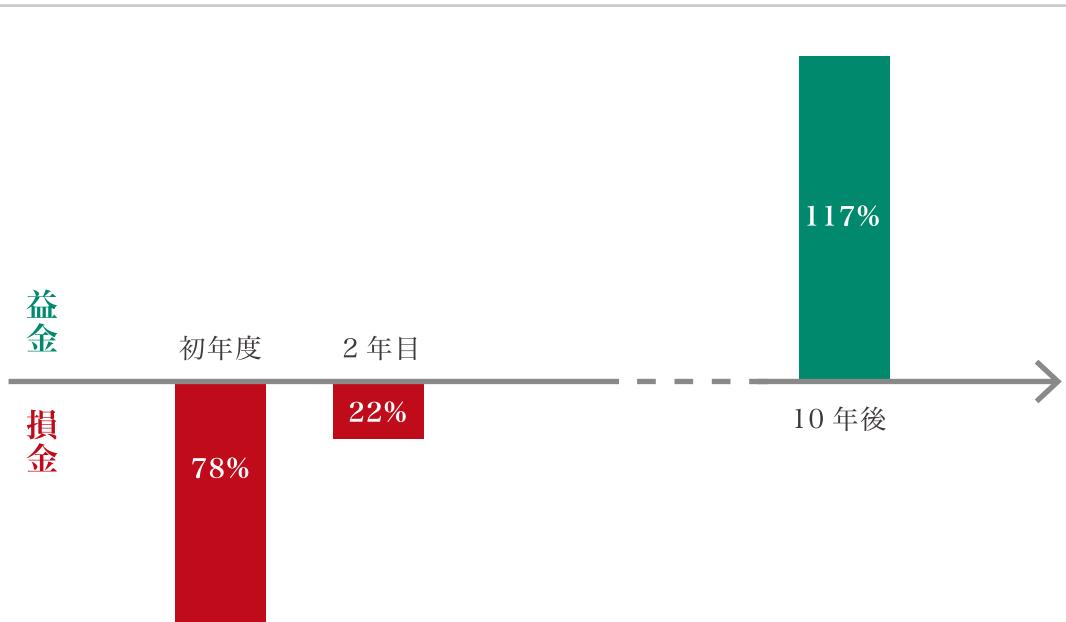
一気に大きな損金を作れるので、決算対策として大変有効です。しかも、1980年代半ばから、30年を超える歴史がある節税方法です。



そして、リースが終わると、出資したお金のほぼ全額が返ってきます。

たとえば、A リース会社のプランを見てみましょう。航空機のリースです。

初年度に、出資した額の 78% を損金に算入することができます。



出資額 3,000 万円であれば、78% の 2,340 万円が一気に損金に算入されます。

その結果、法人実効税率 30% で計算すると、法人税が 702 万円も軽減されます。

そして、10 年後に、賃借人が物件（航空機）を買い取り、そのお金が出資者に分配されます。

その結果、出資者には、出資したお金の 117% の額が戻ってきます。

出資額 3,000 円ならば、単純計算して、510 万円増えるということです。

以上が、オペレーティングリースの節税のしくみです。

決算対策として、一気に大きな額を損金に算入できるのは、大きな魅力です。

ただし、リスクもありますので、それをきちんと理解した上で、活用する必要があります。

そこで、これから、オペレーティングリースの選び方のポイントをお伝えしましょう。

オペレーティングリースの プランの選び方 6つのポイント

ここまでお伝えしてきたように、オペレーティングリースは、一気にたくさんの損金を出せるもので、決算対策として大変有効です。

ただし、正しい商品を選ばないと、節税の効果が得られないばかりか、損をしてしまうリスクがあります。

そこで、ここからは、正しい選択をしていただくために、オペレーティングリースのリスクと、プランを選ぶ上で絶対に押さえておいていただきたいポイントを6つお伝えします。

オペレーティングリースのプランを選ぶ上でぜひ押さえておきたい重要なポイントは、次の6つです。

1. 突発的に利益が出てお金の使い道がない場合に出資する
2. できればリース後に返ってくるお金の使い道を決めておく
3. リース終了後に賃借人による買取が認められているプランを選ぶ
4. リース会社の過去の実績等をチェックする
5. 為替のリスクに注意する
6. 税務について役所や専門家の確認をとったプランを選ぶ

これから、分かりやすくお伝えします。

2.1. 突発的に利益が出てお金の使い道がない場合に出資する

オペレーティングリース節税が向いているケースは、突発的に大きな利益が出てしまい、しかも、そのお金を使う差し迫った予定がないケースです。

なぜなら、オペレーティングリースに出資した場合、そのお金はリースが終わるまで返ってきません。

もしも、資金繰りに余裕がない状況でオペレーティングリースに出資するならば、銀行から融資を得る以外にありません。

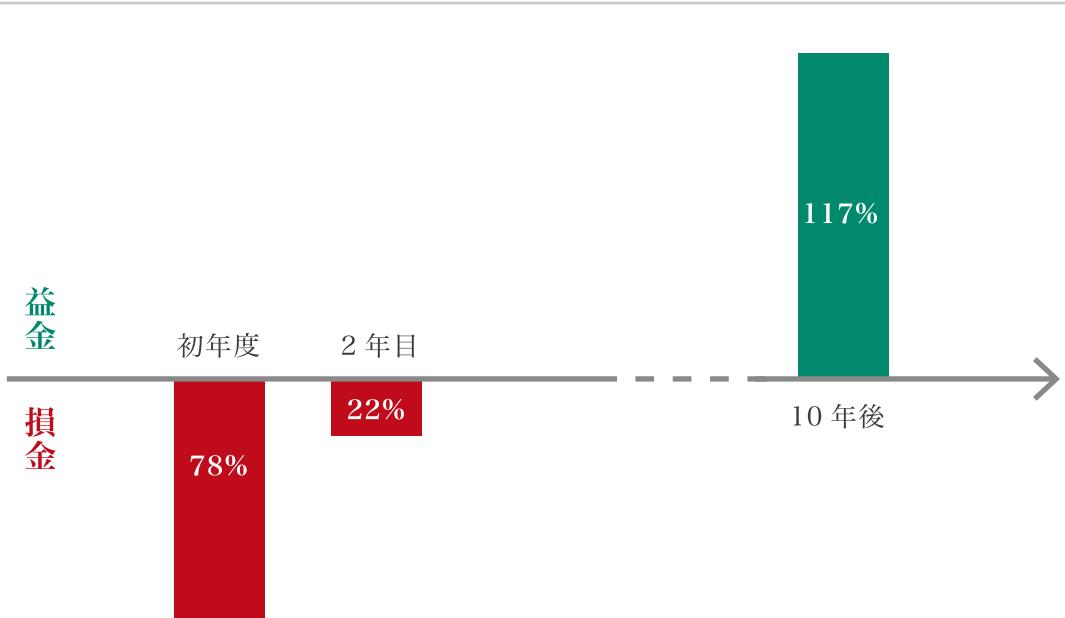
その返済のために、より資金繰りが苦しくなって会社の経営を圧迫してしまっては、意味がありません。

目先の法人税を払いたくないからといって、借入までして資金繰りを圧迫するようなことはくれぐれも避けてください。

2.2. できればリース後に返ってくるお金の使い道を決めておく

オペレーティングリース節税は、リース後に出資額以上のお金が返ってきますが、その時、益金が発生します。

先ほどのAリース会社のプランだと、出資から10年後に約117%が返ってきて、それが全額益金になります。



出資額が6,000万円だと、単純計算で、約7,000万円が返ってきて益金に算入され、そのままだと、法人税がとられてしまいます。

節税を完成させるには、益金とほぼ同額を、必要な資金に充てて、損金に算入しなければなりません。

そこで、重要なのが、リース後のお金の使い道です。退職金や、業務拡張のための資金等が考えられます。

なお、中には、返ってきたお金を再び別のオペレーティングリースのプランに投資し、利益を先送りするお客様もいらっしゃいます。しかし、これを繰り返すときりがなくなってしまいりますので、あくまで、最後の手段と心得ておきましょう。

2.3. リース終了後に賃借人による買取（購入選択権）が認められているプランを選ぶ

次は、オペレーティングリースのプラン自体の良し悪しを見分けるポイントです。

オペレーティングリース終了後に賃借人が物件を決まった額で買い取る予定になっているプランを選ぶことが重要です。

なぜかというと、賃借人が物件を買い取ってくれれば、出資したお金が予定通り戻ってくるからです。

賃借人が物件を買い取る権利を「購入選択権」と言います。

弊社が提携しているリース会社各社によると、これまで、ほとんどのケースで、賃借人は、リース終了後も物件を使いたがって、購入選択権行使して買い取っていることです。

つまり、賃借人に購入選択権があれば、出資したお金が予定通り戻ってくる可能性が高いということです。

逆に、もし賃借人に購入選択権がなかったら、リース終了後に物件を中古市場で売ってお金に換えることになります。その場合、予想していた価格で売れず、損をしてしまうリスクがあります。

なので、選ぶのであれば断然、賃借人に「購入選択権」を認めているプランがおすすめです。

後ほど、弊社が実際にコンサルティングさせていただいた具体的な事例を紹介していきますが、いずれも、賃借人に購入選択権があるプランです。

2.4. リース会社の過去の実績等をチェックする

オペレーティングリースのプランの良し悪しを判断するには、プランを組成するリース会社の過去の実績、物件の品質・性能、リース先の航空会社や船会社の経営状態などを慎重に見極めることが重要です。

特に、特に大事なのは、リース会社の過去の実績です。

なぜなら、オペレーティングリース事業から思ったように収益が上がらない可能性もゼロではありません。

また、リース後に賃借人が物件を買い取ってくれないリスクもないわけではありません。

そうなると、リース終了後に戻ってくる額が、大きく目減りしてしまいます。

そこで、リース会社の過去の実績を確認して、過去に出資の元本割れ等の事例がないか、チェックすることをおすすめします。

2.5. 為替のリスク（円高ドル安）に注意する

オペレーティングリースによる節税の商品の多くは、航空機や船舶等を海外で購入し、海外の航空会社や運送会社にリースします。

したがって、外貨建ての商品が主流です。円建ての商品はないわけではありませんが、限られています。

そのため、「円高ドル安」「円安ドル高」といった為替の影響を受けます。

終了時に「円安ドル高」になつていれば問題ありませんが、「円高ドル安」だと、円に換算する際に損をしてしまうリスクもないわけではありません。

そこで、どこまで円高ドル安になつたら損失が出るのか、あらかじめ計算しておくことをおすすめします。

なお、損失が出た場合は、会社の損金になるので、その分、法人税が減ります。

2.6. 税務について役所や専門家の確認をとったプランを選ぶ

オペレーティングリース節税のプランを販売している事業者の多くは、税務署等の公的機関の確認をとったり、税理士や弁護士等の専門家に税務処理について確認をとったりした上で販売しています。

しかし、中には少数ですが、税務署や法務の確認をとらずに販売している事業者も存在するようです。そのため、オペレーティングリースを利用する時は、信頼のおける事業者を選ぶ必要があります。

以上、オペレーティングリース節税のリスクと、最適なプランを選ぶための6つのポイントについてお伝えしてきました。

これを踏まえ、次から、実際に弊社がコンサルティングさせていただいたオペレーティングリース節税の活用事例を3つ、お伝えしていきます。

航空機のオペレーティングリースで 3,000万円を損金算入でき、 900万円節税できる事例

まず、九州地方の資産管理会社：B社の事例を紹介します。

B社が活用したのは、9年間で約900万円の税金を減らすことができるプランです。

	実施前	実施後
9年間に 残せるキャッシュ	2,100万円	3,150万円 (※)
初年度 損金算入	71.7% (2,150万円)	
節税効果	900万円 (1年目・2年目合計)	

※1 ドル=113.35円で計算した場合

3.1. B 社の情報

B 社の情報は以下の通りです。

《 B 社の情報 》

- 社長の年齢：56 歳
- 決算期：11 月（設立 1 年目）
- 経常利益予測：3,500 万円
- 前期経常利益：300 万円

B 社は、社長様が、先祖伝来の土地を賃貸して収益を得るにあたり、税金対策のため設立した会社です。

今期、B 社の土地を、県が新たに公的施設を建設するための用地として買い取り、それによって 3,000 万円を超える利益が出たため、節税対策をしたいとのご相談でした。

3.2. B 社が選んだプランとその理由

活用したオペレーティングリースの商品は以下の通りです。

《 C リース会社のオペレーティングリースの商品 》

- 物件：航空機（ボーイング 737 シリーズ・新造）
- 賃借人：中東の国営航空会社
- 金額：5,300 万米ドル
- リース期間：9 年（賃借人が買取予定）
- 初年度損金算入額：21,495,000 円／3,000 万円（71.7%）
- 損益が分配される日：各年の 11 月末日
- 1 口あたりの出資額：1,000 万円以上
- 終了後に返ってくる額：3,150 万円／3,000 万円（105.0%）

※リース開始時のレートと終了後にお金が返ってくる時のレートがいずれも 1 米ドル＝113.35 円として計算

B社はこのプランに3口・合計3,000万円出資しました。

B社がこのプランを選んだ主な理由は以下の2つです。

- リース後に出資額が戻ってこないリスクが低い
- リース後に返ってきたお金の使い道が決まっている（慈善事業の財団の設立）

選んだ理由1 | リース後に出資額が戻ってこないリスクが低い

まず、リース後に出資額が戻ってこないリスクが低いことです。

物件の航空機は、賃借人が高確率で買い取ることが見込まれます。また、万一そうならなかつたとしても、中古市場で値が付く可能性が高いと考えられるのです。

なぜなら、ボーイング737シリーズは、民間航空機の中でも最も人気が高い機種だからです。

航空機の世界では、1990年前後に開発された機体が今も現役で活躍しています。なので、物件の飛行機は、9年後であればまだまだニーズが高いと考えられるのです。

選んだ理由2 | リース後に返ってきたお金の使い道が決まっている (慈善事業の財団の設立)

社長様は、65歳くらいになったら退職金を受け取って引退し、その退職金で慈善事業の財団を設立したいとおっしゃっていました。

なので、9年後（65歳）にお金が返ってくるこのプランは社長のニーズに合っていました。

3.3. C リース会社のプランが節税になるしくみ

① 初年度に出資額の約 72%が損金に算入される

このプランは、初年度に出資額の 71.65%、2 年目に 28.35% が損金に算入されます。

- 初年度損金算入額：21,495,000 円／3,000 万円（71.65%）
- 2 年目損金算入額：8,505,000 円／3,000 万円（28.35%）

法人実効税率 30% とすると、初年度に約 645 万円、2 年間で合計 900 万円の法人税を減らすことができます。

② リース後に 105%が戻ってくる

そして、10 年後のリース期間満了時に 104.99%、31,497,000 円が戻ってきます。

③ 益金以上の損金を出すことで節税が完成する

ただし、これだけでは節税は完成しません。

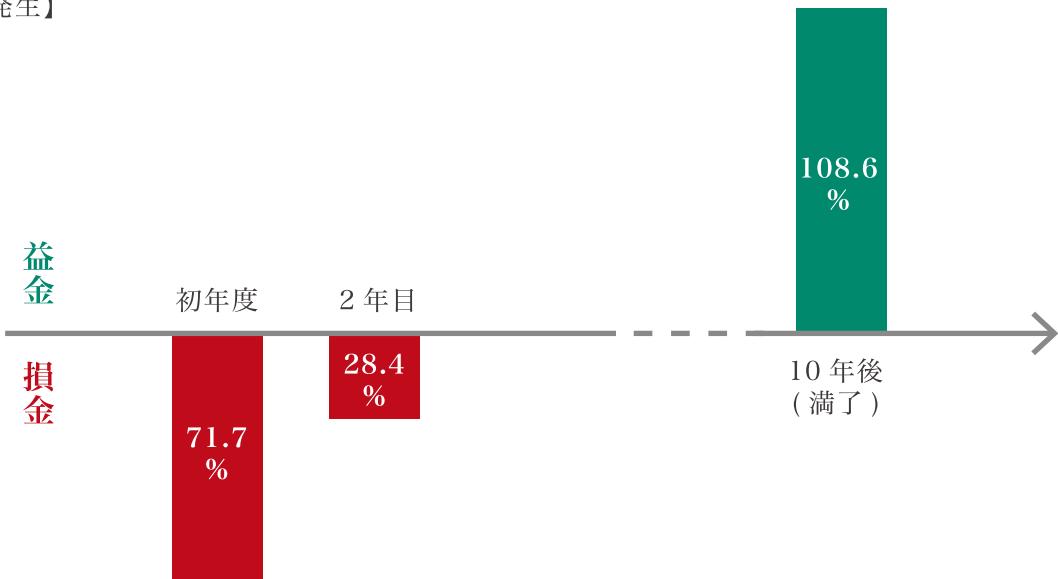
このプランでは、次頁の表の通り、リース終了後に 31,497,000 円が戻ってくると同時に、32,580,000 円（出資額の 108.6%）の益金が発生します。

なお、オペレーティングリースでは、リース終了後に益金に算入される額は、戻ってくるお金の額と必ずしも一致しません。

	損金算入額（円）	益金算入額（円）	現金の出入り（円）
1年	21,495,000	0	-30,000,000
2年	8,505,000	0	
3年	0	0	
4年	0	0	
5年	0	0	
6年	0	0	
7年	0	0	
8年	0	0	
9年	0	0	
10年	0	0	
10年後 (満了時)	0	32,580,000	+31,497,000

以下のグラフは、損金と益金に着目したものです。

【損益の発生】



10年後に、益金と同じくらいの損金を作り出すことができれば、最終的な節税となります。

B社の場合、益金が3,258万円発生するところ、その92%にあたる3,000万円を社長の退職金に充てて損金に算入できます。

このように、B社は、Cリース会社のプランを活用することで、900万円の税金を減らせるとともに、お金が10年後に3,150万円に増えて戻ってきますので、活用しない場合と比べ、1,050万円多く積み立てることができます（リース開始時のレートと終了後にお金が返ってくる時のレートがいずれも1ドル=113.35円として計算）。

貨物船のオペレーティングリースで 5,000万円を損金算入でき、 1,500万円節税できる事例

次に、首都圏で不動産管理会社を経営するD社の事例を紹介します。

D社が活用したのは、10年間で約1,500万円の税金を減らし、また、キャッシュを1,525万円多く残すことができるプランです。

	実施前	実施後
10年後の キャッシュ	3,500万円	5,025万円
初年度 損金算入	70.3% (3,513万円)	
節税効果	1,500万円 (1年目～5年目合計)	

4.1. D 社の情報

D 社の情報は以下の通りです。

《 D 社の情報 》

- 社長の年齢：60 歳
- 決算期：2 月
- 経常利益予測：6,000 万円
- 前期の経常利益：130 万円

D 社は、介護サービスの会社を経営する社長様が、もともと個人で所有していた投資用不動産の節税対策をするために設立した資産管理会社です。

例年の損益状況は、利益が少しプラスになる程度ですが、今期、都心の不動産が思いのほか高値で売れて 6,000 万円近くの利益が出たため、節税対策をしたいとのことでした。

6,000 万円のうち、1,000 万円ほどは修繕等に使って損金に算入できるのであるため、オペレーティングリースに 5,000 万円出資することとしました。

4.2. D 社が選んだプランとその理由

活用したオペレーティングリースの商品は以下の通りです。

《 E リース会社のオペレーティングリースの商品 》

- 物件：大型コンテナ船（新造）
- 賃借人：国内大手海運会社
- 金額：119 億 1,029 万円
- リース期間：10 年（賃借人が買取予定）
- 初年度損金算入額：35,127,000 円／5,000 万円（70.3%）
- 損益が分配される日：各年の 12 月末日
- 1 口あたりの出資額：3,000 万円以上・増額は 1,000 万円単位で可能
- 終了後に返ってくる額：5,025 万円／5,000 万円（100.5%）

D 社はこのプランに 5,000 万円出資しました。

D 社がこのプランを選んだ主な理由は以下の 3 つです。

- 円建てのプランで為替の変動による損失のリスクがない
- リース後に出資額全額が確実に戻ってくる可能性が高い
- リース後に返ってきたお金の使い道が決まっている（社長の退職金）

選んだ理由 1 | 円建てのプランで為替の変動による損失のリスクがない

まず、円建てのプランなので、リース後にお金が戻ってくる時に為替のリスクを気にしなくて良いということです。

なお、円建てのプランはかなり貴重で、すぐ売り切れてしまいます。今回のプランも、発売の翌日の午前中には完売てしまいました。

選んだ理由 2 | リース後に出資額全額が確実に戻ってくる可能性が高い

次に、リース後に出資額全額（100.5%）が確実に戻ってくる可能性が高いことです。

物件の大型コンテナ船は、10年後は賃借人がほぼ確実に買い取ることが見込まれるものでした。

なぜなら、賃借人の海運会社のために特別の仕様で製造されるもので、内部の構造等、賃借人にとって同業他社に知られたくないノウハウが詰まった船だからです。

選んだ理由 3 | リース後に返ってきたお金の使い道が決まっている (社長の退職金)

リース終了時に社長がちょうど70歳なので、社長の退職金に充てます。

4.3. E リース会社のプランが節税になるしくみ

① 初年度に出資額の約70%が損金に算入される

このプランは、初年度に70.3%が損金になり、以降5年目までに全額が損金算入されていきます。

- 初年度損金算入額：35,127,000円／5,000万円（70.3%）
- 2年目損金算入額：6,456,500円／5,000万円（12.9%）
- 3年目損金算入額：4,594,500円／5,000万円（9.2%）
- 4年目損金算入額：2,983,000円／5,000万円（6.0%）
- 5年目損金算入額：839,000円／5,000万円（1.7%）

法人実効税率30%とすると、初年度に約1,054万円、5年間で合計約1,500万円の法人税を減らすことができます。

② リース後に 100%以上が戻ってくる

そして、10年後のリース期間満了時に 100.5%、5,025 万円が戻ってきます。

つまり、出資した額が全額戻ってくるということです。

③ 益金以上の損金を出すことで節税が完成する

ただし、これだけでは節税は完成しません。

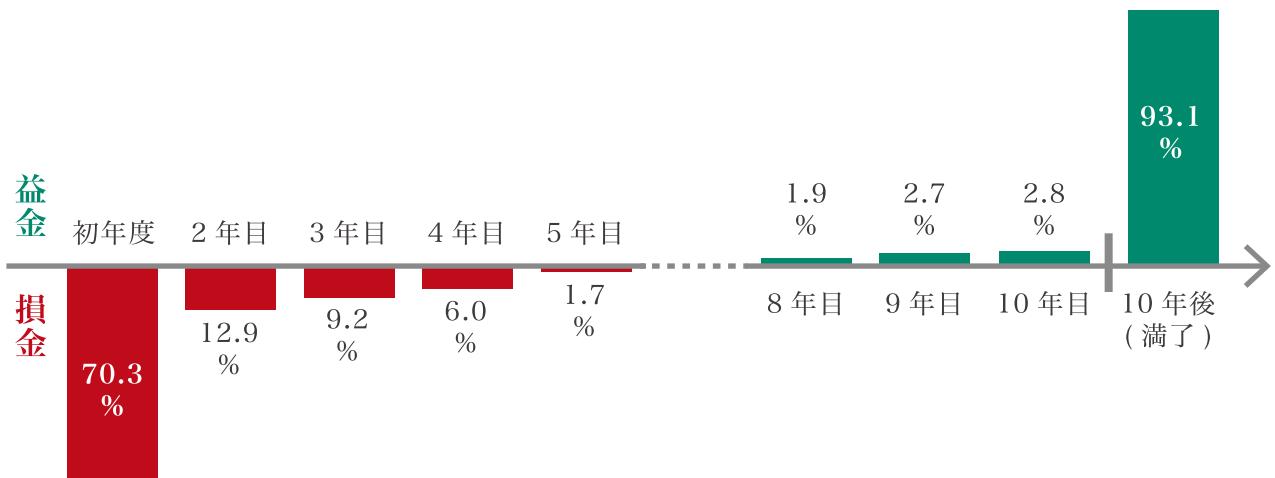
このプランは、お金が返ってくるタイミングと益金発生のタイミングが少し違います。以下の表をご覧ください。

	損金算入額（円）	益金算入額（円）	現金の出入り（円）
1年	35,127,000	0	-50,000,000
2年	6,456,500	0	
3年	4,594,500	0	
4年	2,983,000	0	
5年	839,000	0	
6年	0	0	
7年	0	0	
8年	0	934,000	
9年	0	1,339,500	
10年	0	1,411,000	
10年後 (満了時)	0	46,566,000	+50,250,500

益金は8年目～10年目に少しずつ発生し（8年目 934,000円(1.9%)、9年目 1,339,500円(2.7%)、10年目 1,411,000円(2.8%)）、10年のリース期間満了の時に 46,566,000円(93.1%) 発生します。

以下のグラフは、損金と益金に着目したものです。

【損益の発生】



8年目～9年目に益金が発生するたびに、それと同額以上の損金を作り出すことができれば、最終的な節税となります。

最も大きい益金が出るのは、10年後のリース期間満了時の 46,566,000 円 (93.1%) です。その時に 5,000 万円を、70歳になっている社長の退職金に充てることで、全額を損金に算入できます。

このように、D 社は、E リース会社のプランを活用することで、1,500 万円の税金を減らすとともに、お金が 10 年後に約 0.5% (約 25 万円) 増えて戻ってきますので、活用しない場合と比べ、約 1,525 万円多く積み立てることができます。

中古海上輸送用コンテナのオペレーティングリースで 2,700万円を損金算入でき、 800万円節税できる事例

最後に、ベンチャーキャピタルのF社の事例を紹介します。

ベンチャーキャピタルとは、未上場の有望な企業に、将来の株式の値上がり益を期待して投資をする企業のことです。

この事例の特徴は、出資した額のうち損金になるのは67%にとどまる代わりに、リース期間が3年10ヶ月と大変短く、しかも出資額のほぼ全額が戻ってくることです。

3年10ヶ月で約804万円の税金を減らすことができるプランです。

	実施前	実施後
3年10ヶ月後までに残せるキャッシュ	3,196万円	36万米ドル (※)
初年度 損金算入	49.4% (1,977万円)	
節税効果	804万円 (1年目・2年目合計)	

※円換算での戻り率はリース期間満了時の為替レートによる（後述）

5.1. F 社の情報

F 社の情報は以下の通りです。

《 F 社の情報 》

- 社長の年齢：50 歳
- 決算期：12 月
- 経常利益予測：5,000 万円
- 前期の経常利益：2,000 万円

F 社は、投資コンサルティング会社出身の社長様が設立したベンチャーキャピタル会社です。

今期、あるアメリカのベンチャー企業に投資して株式を保有していたところ、その企業が上場して株価が急上昇したため、その株式を売って多額の利益を得ました。日本円にして 4,000 万円です。

そこで、その 4,000 万円を活用して、オペレーティングリースによる節税を行うことになりました。

5.2. F 社が選んだプランとその理由

活用したオペレーティングリースの商品は次頁の通りです。

《Gリース会社のオペレーティングリースの商品》

- 物件：海上輸送用コンテナ（中古）
- 貸借人：海外大手海運会社
- 金額：2,500万米ドル
- リース期間：3年10ヶ月（貸借人が買取予定）
- 初年度損金算入額：19,771,200円／4,000万円（49.4%）
- 損益が分配される日：各年の12月末日
- 1口あたりの出資額：1,000万円
- 終了後に返ってくる額：約36万米ドル／4,000万円

（円換算での戻り率はリース終了後の為替レートによる）

F社はこのプランに4口・合計4,000万円出資しました。

F社がこのプランを選んだ主な理由は以下の2つです。

- 3年10ヶ月という短期間でほぼ全額が戻ってくる
- リース後に返ってきたお金の使い道が決まっている（新たな投資）

選んだ理由1 | 3年10ヶ月という短期間でほぼ全額が戻ってくる

このプランは、リース期間が3年10ヶ月と短くなっています。

そしてリース後に約36万米ドル戻ってきます。

詳しくは後でお伝えしますが、その時のレートが1ドル=110.81円より円安ドル高であれば、出資した額の100%以上が戻ってくる計算になります。

F社の社長様は、長期間キャッシュが拘束されるのは不安だとおっしゃっていました。なので、リース期間が3年10ヶ月というのは大変魅力的でした。

選んだ理由 2 | リース後に返ってきたお金の使い道が決まっている (新たな投資)

もう 1 つの理由は、リース後に返ってきたお金の使い道が決まっていることです。

それは、有望なベンチャー企業への新たな投資です。

決算期までに投資の予定がないのであれば、とりあえず 3 年 10 ヶ月後まで先送りし、その時に戻ってきたお金で大規模に投資を行うのです。

なお、後でお伝えしますが、ベンチャーキャピタルの場合、投資すると法人税を優遇してもらえることがあります。

5.3. G リース会社のプランが節税になるしくみ

① 初年度に出資額の 50% 近くが損金に算入される

出資額の 4,000 万円のうち、損金に算入されるのは、初年度の 49.4%、2 年目の 17.6% の合計 67% です。

- 初年度損金算入額：19,771,200 円／4,000 万円（49.4%）
- 2 年目損金算入額：7,038,800 円／4,000 万円（17.6%）

しかし、それでも、法人実効税率 30% とすると、初年度に約 593 万円、2 年間で合計 804 万円の法人税を減らすことができます。

② リース後に出資額の 90～110% が戻ってくる

そして、3 年 10 ヶ月後のリース期間満了時に約 36 万米ドルが戻ってきます。

このプランでは、次頁の表の通り、その時に 1 ドル＝110.81 円よりも円安であれば、出資した額の 100% 以上が戻ってくる計算になっています。

1ドル/円	125円	120円	115円	110.81円	105円	100円	95円
戻り率	112.8%	108.3%	103.8%	100.0%	94.8%	90.2%	85.7%

もし 1 ドル=95 円だったとしても、出資額 4,000 万円の 85.7%、3,428 万円が戻ってきます。

572 万円の損失が出ますが、すでに法人税を 804 万円減らさせていますので、少なくとも、差額の 232 万円は得している計算になります。

なお、損失の 572 万円は損金に算入されます。

③ 益金発生のタイミングで損金を出すことで節税が完成する

ただし、これだけでは節税は完成しません。

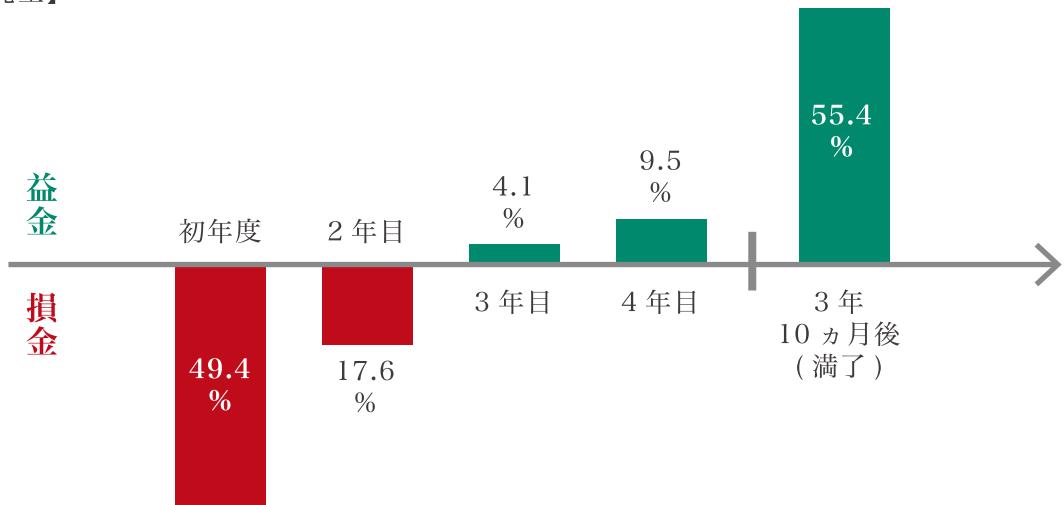
このプランでは、益金発生のタイミングと、お金が返ってくるタイミングとのずれがあります。以下の通りです。

	損金算入額 (円)	益金算入額 (円)	現金の出入り
1 年目	19,771,200	0	-40,000,000
2 年目	7,038,800	0	
3 年目	0	1,639,200	
4 年目 (途中まで)	0	3,808,800	0
3 年 10 ヶ月後	0	22,162,000	+360,000 米ドル

益金は 3 年目と 4 年目にそれぞれ少しずつ発生し (3 年目 1,639,200 円 (4.1%)、4 年目 3,808,800 円 (9.5%))、3 年 10 ヶ月後のリース期間満了の時に 22,162,000 円 (55.4%) 発生します。

損金と益金だけに着目したグラフは次頁の表の通りです。

【損益の発生】



益金が発生するたびに、それと同額くらいの損金を作り出すことができれば、最終的な節税となります。

特に4年目はリース期間が満了するので総額25,970,800円の益金が発生します。

F社は、これを新たなベンチャー企業への投資に充てることを見込んでいます。これによつて、投資に充てたお金の最大80%が損金に算入されます。

というのは、F社のようなベンチャーキャピタルは、特例で、一定の条件をみたせば、ベンチャー企業に投資したお金の80%を上限として、損金に算入することが認められているからです。

このように、F社は、Gリース会社のプランを活用することで、804万円の税金を減らすとともに、出資したお金が10年後にはほぼ全額戻ってきて、さらに新しい投資に回すことができます。

特に、1ドル=110.81円よりも円安ドル高であれば、出資額の100%を超えた額が戻ってきます。

オペレーティングリースへの出資が 節税になるしくみ

最後に、オペレーティングリースがどうして節税になるのか、その流れとしくみを、順を追って説明していきます。

オペレーティングリースによる節税の全体の流れは以下の通りです。この順に沿って、分かりやすくお伝えします。

【出資・資金調達と物件の選定・購入】

- ① 法人が集まって組合を作ってお金を出資し合う
 - ② 組合が金融機関から多額のお金を融資してもらう
 - ③ 組合が①と②の資金でジェット機、船舶、コンテナ等の巨額の物件を購入する
- ↓

【物件のオペレーティングリースと出資者（法人）での損金の発生】

- ④ 組合が物件を航空会社や船会社に賃貸して収益を得る（リース）
 - ⑤ 組合が出資者に損益を分配する（出資者（法人）で損金が発生）
- ↓

【物件の換金・分配とオペレーティングリースの終了】

- ⑥ 物件を賃借人に買い取ってもらうか、中古市場で売却し、お金に換える
 - ⑦ 組合が出資者にお金を分配して解散する
- ↓

【出資者（法人）での節税の完成】

- ⑧ 出資者（法人）で益金が発生する
- ⑨ 益金と同額以上を損金に算入する

はじめに | オペレーティングリースとは何か

ここで改めて、オペレーティングリースとは何か詳しく説明しましょう。

オペレーティングリースは、モノ（物件）を一定期間、お金を取って貸す（賃貸）というものです。

物件の所有権は賃貸人にありますので、賃貸が終わったモノは、原則として、賃借人から返してもらうことになっています。ただし、合意があれば、賃借人にお金で買い取ってもらうこともできます。

オペレーティングリースの対象となる物件は、中古でもある程度の値がついて売れるものに限られます。

たとえばトラック、工作機械、建設機械、半導体製造設備、印刷機械といったものです。

より高額な物件としては、航空機、ヘリコプター、船舶、コンテナ等もあります。

これらはいずれも、中古品の市場が発達していて、ポンコツでなければある程度の値段がつく物件です。

これに対し、対象物件がパソコンやコピー機など、中古品がすぐ無価値になってしまうようなものは、返してもらって意味がないので、オペレーティングリースの対象にはなりません（ファイナンスリースの対象になります）。

ここで押さえていただきたい最も重要なポイントは、オペレーティングリースの対象物件は、リースが終わった後も一定の価値があるものだということです。

【もう一步前へ】 すぐ無価値になるパソコン等は「ファイナンスリース」

たとえばコピー機やパソコンなど、中古だと売れないか二束三文になってしまう物件を対象とするリースは、「ファイナンスリース」と言います。

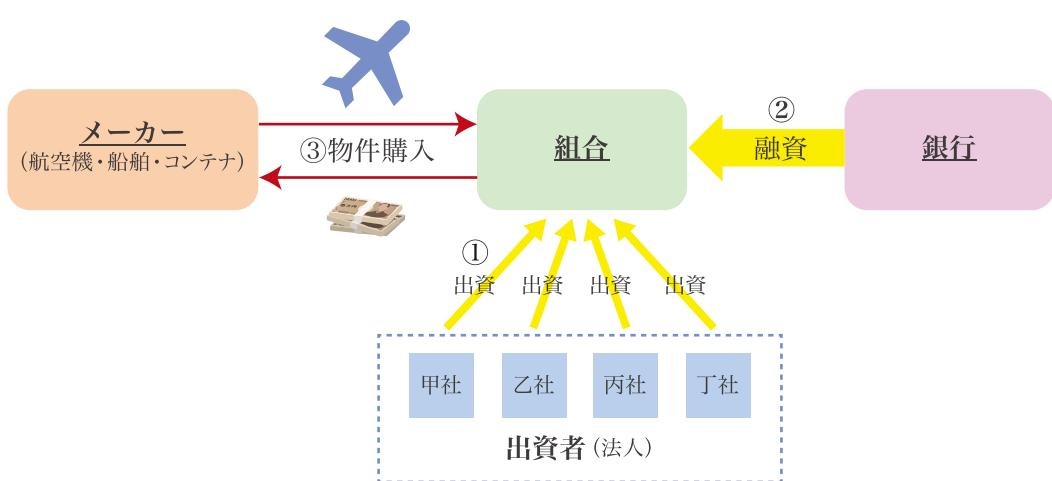
賃借人は、リースが終わった後にモノを返す義務を負わず、自分のものにできます。

形式は「リース」つまり賃貸借ですが、実質的に分割払いでの売買と同じです。

ファイナンスリースは、法人税の節税とは一切関係ありませんので、ご注意ください。

6.1. 出資に加え巨額の融資を得て、超高額の物件を購入する

- ① 法人が集まって組合を作ってお金を出資し合う
- ② 組合が金融機関から多額のお金を融資してもらう
- ③ 組合が①と②の資金でジェット機、船舶、コンテナ等の巨額の物件を購入する



オペレーティングリースでは、最初に組合に出資するお金は、1口 1,000万円とか、大きなものだと 1口 7,500万円になります。

こうして集めた出資金に加え、銀行から融資も受けます。出資金の総額よりもはるかに巨額なお金を借ります。

出資額総額と銀行からの借入額の比率は、2:8とか、3:7とか、借入額の方が倍以上になることがほとんどです。

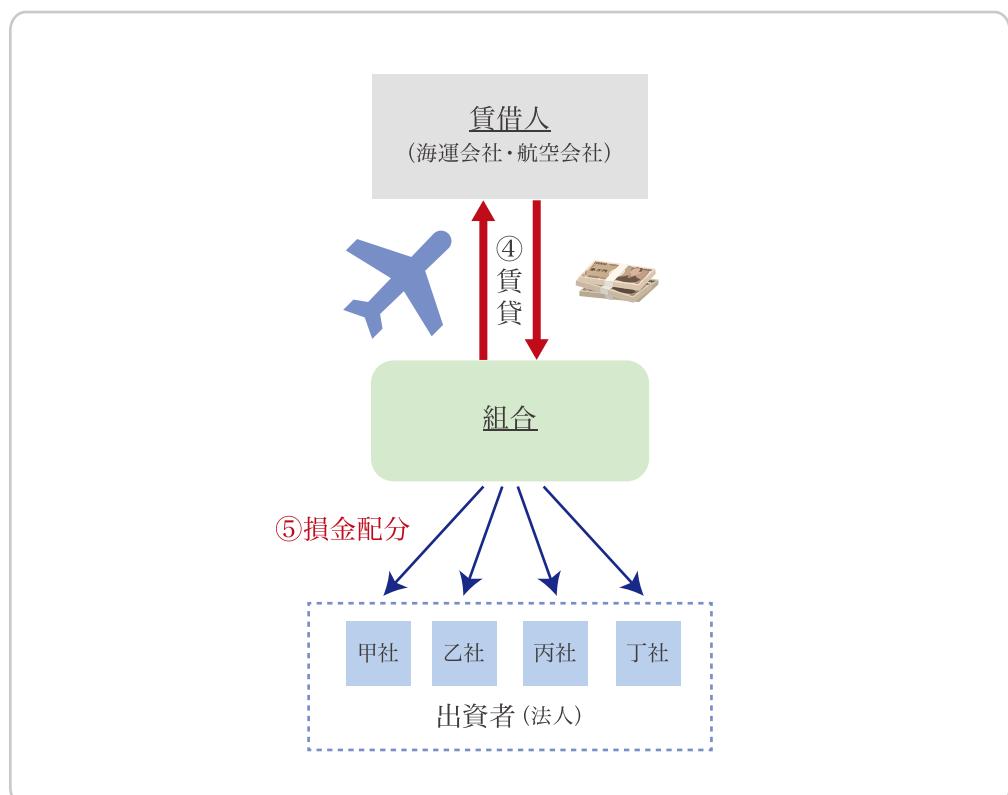
そして、それを元手に、航空機や船舶といった、超巨額の物件を購入します。

ここで重要なのは、出資額の総額よりもさらにたくさんのお金を借りて、超巨額の物件を購入することです。

このことが、オペレーティングリースで出資初年度に大きな損金を出せる効果につながります。

6.2. 物件のオペレーティングリースと、出資者（法人）での損金の発生

- ④ 組合が物件を航空会社や船会社に賃貸して収益を得る（リース）
- ⑤ 組合が出資者に損益を分配する（出資者（法人）で損金が発生）



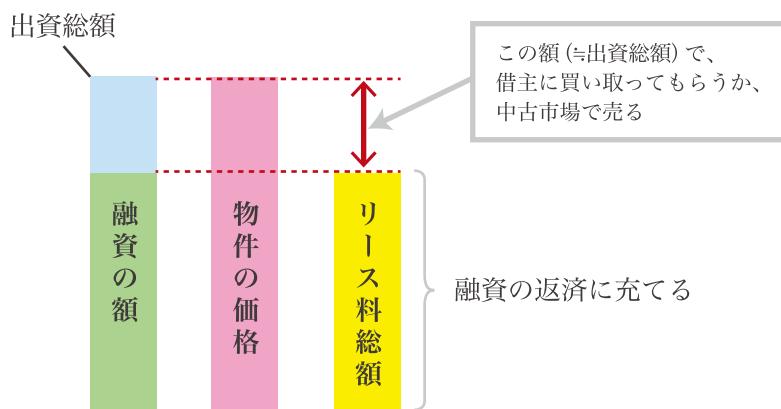
組合は、購入した物件を、航空機なら航空会社、船舶・コンテナなら海運会社に賃貸します（オペレーティングリース）。

この時、組合が金融機関から融資を受けた額（金利も含む）と、リース期間中のリース料総額は、ほぼ同じ額になるように設定してあります。なぜこうするかというと、

- 融資を受けた額：リース期間中にリース料を返済に充てる
- 出資額：リース終了後に資産を売るなどしてお金に換えて回収する

というイメージです。

【イメージ】



オペレーティングリースの期間中、組合には収益と損失の両方が発生します。

収益は、賃借人から受け取る賃料収入です。これはイメージしやすいと思います。

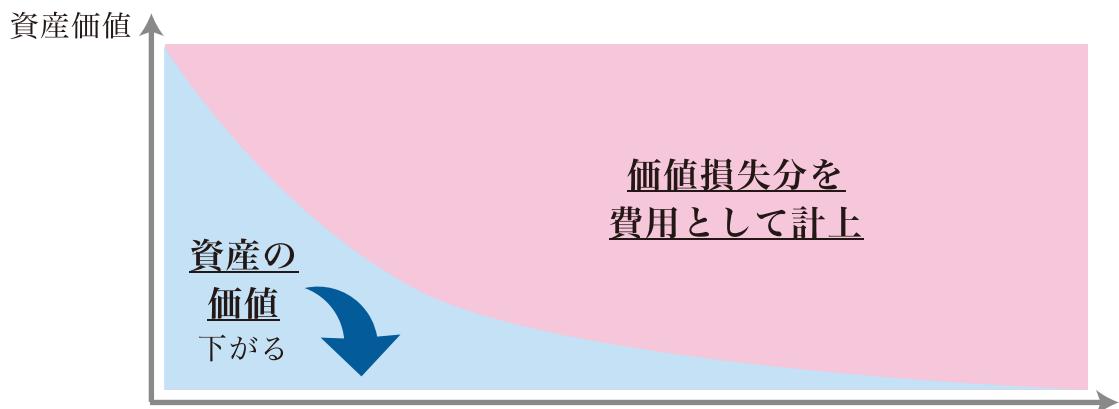
これに対し、組合に「損失」が発生するのはなかなかイメージしにくいかも知れません。損失が発生するのは、資産の「減価償却」という処理が行われるためです。

ここで、減価償却について簡単に説明しておきましょう。

減価償却は、資産を買った時から、代金の額を何年かにわたって費用として計上していくことです。

航空機も船舶もコンテナも、買った直後から価値が下がっていきます。そのため、組合では、物件の価値が減った分を損失として計上します。これが「減価償却」です。

《イメージ》



航空機や船舶、コンテナは購入価格が超高額ですので、減価償却費も高額になります。

また、減価償却の方法も「定率法」と言って、早期にたくさん償却できる方法を使います。

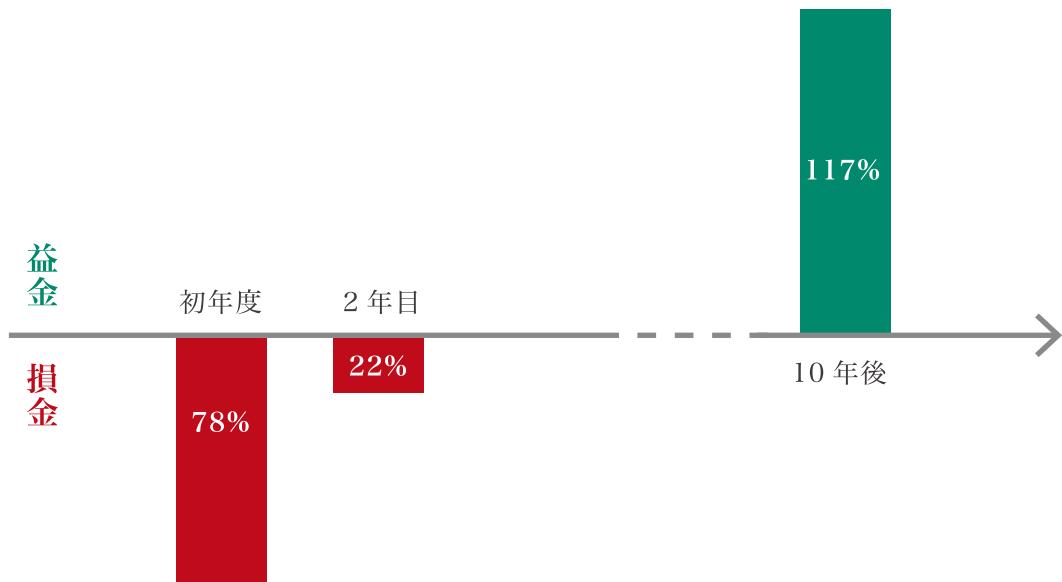
そして、組合の損益は、出資者であるそれぞれの法人に、出資の額に応じて公平に分配されます。

その損失は、各法人で「特別損失」として損金に算入されます。

組合で初年度にたくさん減価償却できれば、それだけ、各会社でこの「特別損失」による損金をたくさん出せるので、節税の効果が大きくなります。

以下は、A リース会社のプランです。物件は航空機で、リース先（賃借人）は北アフリカの某国の国営航空会社です。

初年度に、出資した額の 78% を損金に算入することができます。



たとえば、出資額 3,000 万円であれば、78% の 2,340 万円が一気に損金に算入されます。

その結果、法人実効税率 30% で計算すると、法人税が 702 万円も軽減されます。

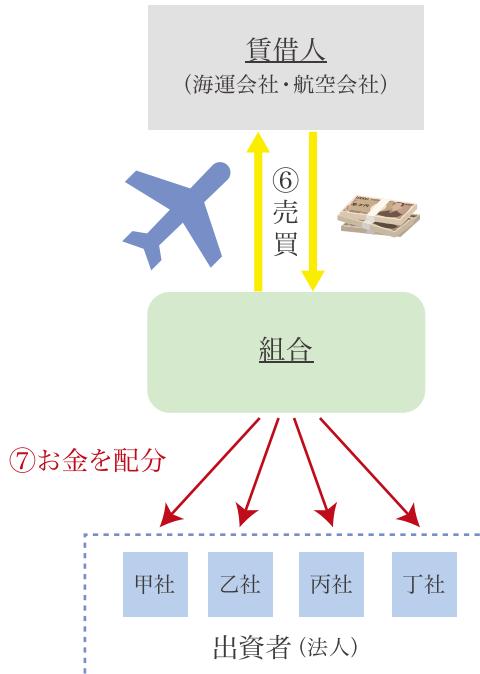
ただ、これだけだと、「節税」は完成しません。

上の図をご覧いただきたいのですが、10 年後に、出資したお金と同額か、それ以上の額が戻ってきます。詳しくは次をご覧ください。

6.3. 物件の換金・分配とオペレーティングリースの終了

- ⑥ 物件を賃借人に買い取ってもらうか、中古市場で売却し、お金に換える
- ⑦ 組合員にお金を分配して解散する

※賃借人が買い取る場合



リース期間が終わったら、組合は、資産を賃借人に買い取ってもらうか、中古市場で売つて、お金に換えます。そして、それを出資者で分け合い、組合は役割を終えて解散します。

多くの場合、物件は賃借人が買い取ることになります。

この場合、買取価格はあらかじめリース開始時から決まっていて、出資額の 100% 前後かそれを超える額と定められていることが一般的です。

6.4. 出資者（法人）での節税の完成

⑧ 出資者（法人）で益金が発生する

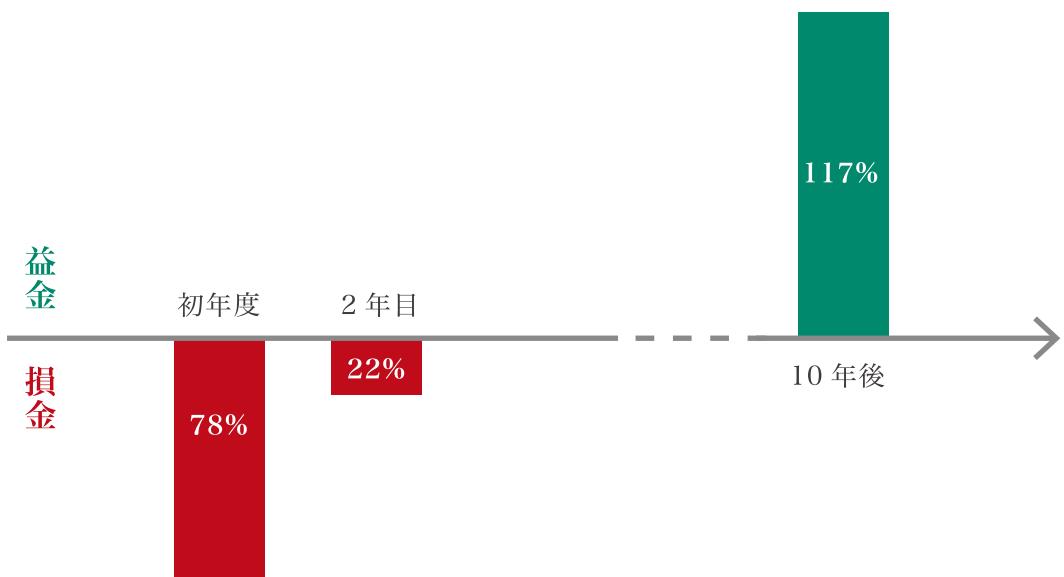
⑨ 益金と同額以上を損金に算入する

お金を受け取った各法人には、益金が発生します。

先ほどの A リース会社のプランだと、出資から 10 年後に約 117% が返ってきます。

出資額が6,000万円だと、単純計算で、約7,000万円が返ってきます（ドルと円のレートが出資時と10年後で全く同じとして計算しています）。

この額が益金に算入されるので、このままだと、法人税がとられてしまいます。



そこで、益金と同額以上の損金が発生するような使い道を用意しておく必要があります。ここまでいって、オペレーティングリースによる節税が完成します。

お金の使い道で多いのは、退職金や新規事業のための資金ですが、中には、改めて別のオペレーティングリースのプランに投資し、利益を先送りするお客様もいらっしゃいます。

以上が、オペレーティングリースによる節税の詳しいしくみです。

● あとがき

本書では、オペレーティングリースを活用した節税対策について、基本的なしくみや選び方のポイントを、具体的な事例も交えてお伝えしてきました。

オペレーティングリースによる節税は、特に、突発的に大きな利益が出た場合の節税対策として大変有効な方法です。

しかし、その反面、いったん出資した額はリース終了まで取り戻せないなど、リスクもあります。

ぜひ、本書をお読みになって、ご自身の会社に合ったプランを吟味して活用していただきたいと思います。

本書が、日々、会社の経営に真摯に取り組む皆様のお役に立つことを願ってやみません。

弊社では、読者の皆様からのご相談を承っております。

本書でお伝えしているノウハウについてより深くお知りになりたい方、実践したい方、ご自身の会社に最も合った方法を知りたい方、ご連絡をお待ちしております。

ファミリーコンサルティング株式会社



0120-957-713

フリーダイヤル

受付時間 平日：9:00～19:00

▶ ご相談はこちら